

令和4年度 福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金

補助金に係る消費税及び地方消費税の 仕入控除税額報告書の作成の手引き

(高齢者施設等・障がい児者施設等 共通)

令和5年10月

福島県 保健福祉部
高齢福祉課・障がい福祉課

目 次

1	消費税の仕組みについて	1 頁
2	報告の対象事業者について	2 頁
3	仕入控除税額の報告について	2～3 頁
4	報告書類について	3～4 頁
5	報告書類の作成について	4 頁
6	報告書類の提出方法等について	4～5 頁
7	返還額がない場合の記載例	6～7 頁
8	返還額がある場合の記載例	8～11 頁

◇この手引きは、令和4年度における福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等及び障がい児者施設等）の補助を受けた法人が、消費税の仕入れ控除税額の報告を行うためのものです。

◇報告者は補助を受けた法人であり、交付申請単位毎に報告が必要です。

◇仕入控除税額が0円でも報告が必要です。

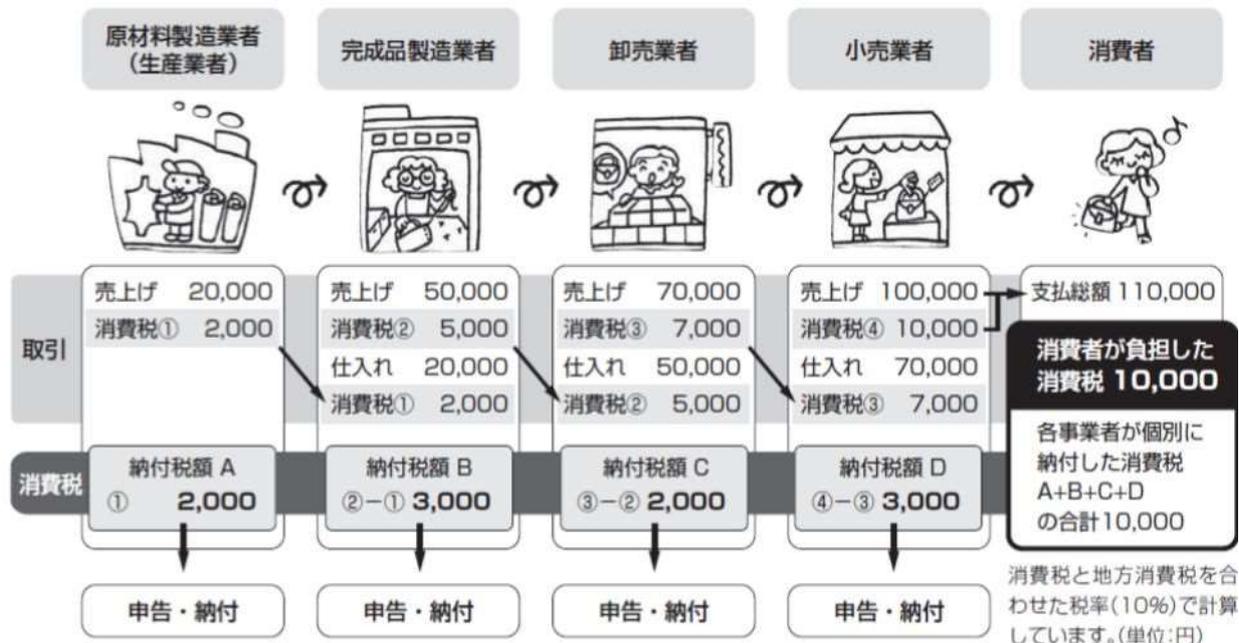
◇消費税の申告方法については、税理士や税務署に御相談ください。

◇消費税や仕入控除税額等の内容については、国税庁のホームページで御確認ください。
(<https://www.nta.go.jp>)

1 消費税の仕組みについて

消費税は、生産、流通、販売などの各段階において、他の事業者や消費者に財貨、サービスの販売提供などを行う事業者を納税義務者とし、その売り上げに対して課税され、最終的には消費者に転嫁される税金です。制度上、各取引段階で重ねて消費税が課されないように、事業者が納付する消費税額は、課税売上げ等に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した金額となります。

■消費税の負担と給付の流れ



出所：令和5年6月「消費税のあらまし」(国税庁)

事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。

○一般課税の場合の例

売上 (収入)	課税売上220万円 (消費税額20万円)	非課税売上100万円
(納付税額10万円)		
仕入 (支出)	課税仕入110万円 (仕入控除税額10万円)	非課税仕入210万円

補助金の充当を受けた経費の消費税については、仕入控除税額として控除できる一方で、補助金収入は非課税売上げとして計上されます。結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的で使用されないこととなります。そこで、その部分を県に返還していただく必要があります。

○一般課税で補助金がある場合の例

売上 (収入)	課税売上165万円 (消費税額15万円)	非課税売上155万円 補助金55万円 (消費税額5万)
(納付税額5万円)		
仕入 (支出)	課税仕入110万円 (仕入控除税額10万円)	非課税仕入210万円

返還額

2 報告の対象事業者について

令和4年度（「4月から9月分」・「10月から12月分」）における福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業補助金（高齢者施設等及び障がい児者施設等）の交付を受けた全ての法人が対象となります。

3 仕入控除税額の報告について

(1) 返還の対象

消費税の仕入控除税額の返還が必要となるのは、下表の返還「あり」に該当する法人です。

ただし、県への報告書の提出は、返還の有無にかかわらず、全ての法人で必要です。

対象区分				返還		
1 免税事業者				なし		
2 納税義務者	(1) 簡易課税			なし		
	(2) 実績控除	ア 公益法人等(※)で特定収入割合が5%超の場合			なし	
		イ 上記ア以外の場合	(ア) 課税売上高が5億円超、または課税売上割合が95%未満	A 一括比例配分方式	あり	
				B 個別対応方式	a 補助金の対象経費が課税売上げに要する課税仕入れ	あり
					b 補助金の対象経費が非課税売上げに要する課税仕入れ	なし
					c 補助金の対象経費が課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ	あり
(イ) 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上			あり			

(※)「公益法人等」とは地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。詳しくは消費税法別表第三を御覧ください。

(2) 消費税仕入控除税額（要交付金返還相当額）の返還がない場合

次のいずれかに該当する場合には返還の必要はありませんので、仕入控除税額は0円で報告してください。

- ア 消費税の申告義務がない。
- イ 簡易課税方式により申告している。
- ウ 公益法人等であり、特定収入(※)割合が5%を超えている。
- エ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみに要するもの」として申告している。

オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみとなっている。

(※)「特定収入」とは租税、補助金、交付金、寄附金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金（お布施、戒名料、玉串料など）のことです。詳しくは、税理士又はお近くの税務署にお尋ねください。

(3) 消費税仕入控除税額（要交付金返還相当額）の返還がある場合

仕入控除税額は、課税売上高や課税売上割合、配分方式によって、下記ア～ウのように計算方法が異なります。

なお、返還額の計算において、課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。（ただし、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用います。）

《計算方法》※詳しくは、税理士等に御確認ください。

ア 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合

→補助金額×10/110＝返還額（円未満切り捨て）

イ 課税売上高が5億円超、または課税売上割合が95%未満であって、「一括比例配分方式」により消費税の申告をしている場合

→補助金額×10/110×課税売上割合×（補助対象経費のうち課税仕入額/補助対象経費）＝返還額（円未満切り捨て）

ウ 課税売上高が5億円超、または課税売上割合が95%未満であって、「個別対応方式」により消費税の申告をしている場合

→AとBの合計額＝返還額

A 課税売上のみならず要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×10/110×（補助対象経費のうち課税売上対応分/補助対象経費）＝返還額（円未満切り捨て）

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×10/110×課税売上割合×（補助対象経費のうち共通対応分/補助対象経費）＝返還額（円未満切り捨て）

4 報告書類について

(1) 返還額が0円の場合

ア 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式5）※旧様式は様式3

イ 補助金返還額計算シート（Excel様式）

- ウ 「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し
(補助対象となる経費が、貴法人の会計年度区分の2年分にまたがっている場合は、各年度の確定申告書の写しが必要となります。)
- エ 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- オ 特定収入割合の計算過程が分かる書類(任意様式※)
※公益法人等で特定収入割合が5%を超える場合のみ

(消費税の申告義務がない法人については、ア及びイのみを提出してください。)

(2) 返還額がある場合

- ア 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式5) ※旧様式は様式3
- イ 補助金返還額計算シート(Excel様式)
- ウ 「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し
(補助対象となる経費が、貴法人の会計年度区分の2年分にまたがっている場合は、各年度の確定申告書の写しが必要となります。)
- エ 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

5 報告書類の作成について

補助金の交付申請単位毎に報告が必要となります。6ページ以降の記載例を参照してください。

(「4月から9月分」と「10月から12月分」の補助金の交付を受けた法人は、別々に作成してください。)

※記載例は高齢者施設等の運営法人における記載内容となっています。

6 報告書類の提出方法等について

(1) 報告様式等のダウンロード

次の報告書等の様式については、施設種別に応じて、以下に記載のホームページからダウンロードしてください。

- ・「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式5)」
- ・「補助金返還額計算シート(Excel様式)」

【高齢者施設等】

県高齢福祉課ホームページ

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/bukkakoto-shohizei.html>

【障がい児者施設等】

県障がい福祉課ホームページ

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035c/bukkakoutou-houkoku.html>

(2) 提出方法

下記提出先に郵送又はメールにより1部を提出してください。

【高齢者施設等】

(郵送先)

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県 高齢福祉課 物価高騰対策事業補助金担当

メールアドレス：kourei-bukkakoutou@pref.fukushima.lg.jp

【障がい児者施設等】

(郵送先)

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16

福島県 障がい福祉課 物価高騰対策事業補助金担当

メールアドレス：shougaizaitaku@pref.fukushima.lg.jp

(3) 提出期限

令和5年11月30日(木)

確定申告の時期により提出ができない場合は、確定申告完了などにより提出ができる状態になりましたら速やかに提出してください。

(4) 返還の方法

返還がある場合、提出された書類を県において確認後、補助金返還相当額の納入通知書をお送りしますので、納入通知書に記載の納期限までに指定の金融機関にてお支払いください。

(5) 問い合わせ先

【高齢者施設等】

福島県 高齢福祉課 物価高騰対策事業補助金担当

メールアドレス：kourei-bukkakoutou@pref.fukushima.lg.jp

(問い合わせはメールにてお願いします。)

【障がい児者施設等】

福島県 障がい福祉課 物価高騰対策事業補助金担当

メールアドレス：shougaizaitaku@pref.fukushima.lg.jp

(問い合わせはメールにてお願いします。)

返還額がない場合の記載例

福島県からお送りした交付決定通知の指令書を御用意のうえ、報告書の必要事項に記載してください。
(「4月～9月分」と「10月～12月分」の補助金の交付を受けた法人は、別々に作成してください。)

様式 5

令和 5 年 〇 月 〇 日 報告日を記載

福島県知事

住所又は所在地 福島県福島市〇〇町△番〇号
名 称 社会福祉法人〇〇〇
氏名又は代表者の氏名 理事長 福島太郎

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
令和 4 年 1 2 月 2 6 日 付けで交付決定のあった福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金について、福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 福島県補助金等の交付等に関する規則第 14 条の規定に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 1,075,000 円

2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額（要交付金返還相当額）

金 0 円 「0（ゼロ）」と記載

3 添付書類
参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

福島県指令生福第 3 5 4 0 - 〇〇〇号

福島県福島市〇〇町△番〇号
社会福祉法人〇〇〇

令和 4 年 1 1 月 2 3 日 付けで交付申請のあった令和 4 年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 4 5 年福島県規則第 1 0 7 号）第 5 条第 1 項及び令和 4 年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付要綱の規定により、下記のとおり交付します。

記

金 1,075,000 円

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

福島県知事 内堀 雅雄 公印

【指令書 例】

返還額がある場合の記載例

福島県からお送りした交付決定通知の指令書を御用意のうえ、報告書の必要事項に記載してください。
 (「4月～9月分」と「10月～12月分」の補助金の交付を受けた法人は、別々に作成してください。)

様式5

令和 5年 〇月 〇日 報告日を記載

福島県知事

住所又は所在地 福島県郡山市〇〇町△番号
 名 称 株式会社△△△△△
 氏名又は代表者の氏名 代表取締役 郡山次郎

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 5年 1月 10日付で交付決定のあった福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金について、福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 福島県補助金等の交付等に関する規則第14条の規定に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 650,000円 〔補助金返還額計算シート〕で算出された補助金返還額を記載

2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額（要交付金返還相当額）

金 2,641円

3 添付書類
参考となる書類（2の金額）

福島県指令生福第3540-〇〇〇号

福島県郡山市〇〇町△番号
株式会社△△△△△

令和4年12月2日付けで交付申請のあった令和4年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）第5条第1項及び令和4年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付要綱の規定により、下記のとおり交付します。

記

金 650,000円

令和5年1月10日

【指令書 例】

福島県知事 内堀 雅雄 公印

会計年度区分が2年分にまたがっている場合は、課税期間毎に作成してください。

一括比例配分方式に該当する場合の記載例

○補助金返還額計算シート

：要入力

(「4月～9月分」と「10月～12月分」の補助金の交付を受けた法人は、別々に作成してください。)

- 1 法人名
株式会社△△△△
- 2 補助事業名
福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業(高齢者施設等)補助金
- 3 補助金確定額
650,000 円…①
- 4 仕入控除税額の概要

以下の中から該当する事項に”○”を記入してください。

【返還がない場合】

(Cの場合は、かつこ内も記入してください。)

<input type="checkbox"/>	A 申告義務なし
<input type="checkbox"/>	B 簡易課税方式による申告
<input type="checkbox"/>	C 消費税法第別表第三に該当かつ特定収入割合5%超(特定収入割合 %)
<input type="checkbox"/>	D 補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして計上
<input type="checkbox"/>	E 補助対象経費が人件費等の非課税仕入れのみ

通勤手当は課税仕入れとなる場合があることから留意すること。

【上記A～E以外の場合】

② 課税売上割合(確定申告より)

15	84,500,000	=	4.470899471%
16	1,890,000,000		

※税額控除の計算で端数処理している場合には端数処理した金額を直接入力してください。

注:申告書に記載された%をそのまま入力するわけではありません。

課税売上割合9.5%以上

●補助金返還額

$$(\text{①} \div 2 \times 8/108) + (\text{①} \div 2 \times 10/110) = \text{ } \text{円}$$

一括比例配分方式

●補助対象経費の内訳(補助金確定額ではなく補助対象経費です。)

区分	課税仕入れ額(8%分)	課税仕入れ額(10%分)	不課税非課税仕入れ額	合計
○○費		1,267,000		1,267,000
対象経費の内訳				0
				0
				0
				0
				0
合計	0	1,267,000	0	1,267,000

課税期間に応じた

※11ページの「消費税及び地方消費税の確定申告書の見方」を参照してください

※10ページの「補助対象経費について」を参照してください

対象経費の内訳については法人毎の決算状況により異なりますので、県では内訳に関する問い合わせに回答しかねます。詳しくは税理士等に御確認ください。

●補助金返還額

$$(\text{①} \times 8/108 \times \text{②} \times (\text{③}/\text{⑤})) + (\text{①} \times 10/110 \times \text{②} \times (\text{④}/\text{⑤})) =$$

2,641 円 返還額が自動算出されます

個別対応方式

●補助対象経費の内訳(補助金確定額ではなく補助対象経費です。)

区分	課税仕入れ額(8%分)			課税仕入れ額(10%分)			非課税仕入れ額 不課税仕入れ額	合計
	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分		
対象経費の内訳								0
								0
								0
								0
								0
								0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

課税期間に応じた

●補助金返還額

$$(\text{①} \times 8/108 \times (\text{⑥}/\text{⑩})) + (\text{①} \times 8/108 \times \text{②} \times (\text{⑦}/\text{⑩})) =$$

$$(\text{①} \times 10/110 \times (\text{⑧}/\text{⑩})) + (\text{①} \times 10/110 \times \text{②} \times (\text{⑨}/\text{⑩})) =$$

合計(☆+★) =

円…☆
円…★
円 返還額が自動算出されます

株式会社△△△△△ ○入所施設の個票

補助対象経費について

※R4.4～9月分の補助金の事例です。

フリガナ	ユリヨロコフホーム○○○○○	事業所番号	
施設・事業所の名称	有料老人ホーム○○○		
サービス種別	有料老人ホーム	入所定員	50 人
施設・事業所の所在地	(郵便番号 963 - 0000) 福島県郡山市○○町○○-△△	※定員は入所系事業所のみ入力	
管理者の氏名	○○ ○○	電話番号	024-000-0000
E-mail	yuryou○○○@○○.jp		

	(1)光熱費補助額	(2)車両燃料費補助額	(1)+(2)合計額
補助金申請額	500,000 円		500,000 円

(1) 社会福祉施設等が事業に使用する建物・設備等の光熱費

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和3年計			
電気代	603,000	603,000	703,500	804,000	804,000	703,500	4,221,000	円		
ガス代	141,000	122,000	94,000	94,000	94,000	112,000	657,000	円		
灯油代	297,000	297,000	274,000	251,000	251,000	297,000	1,667,000	円		
①令和3年4月～9月の光熱費計								6,545,000 円		
令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和4年計			
電気代	675,000	675,000	787,500	900,000	900,000	787,500	4,725,000	円		
ガス代	185,000	160,000	123,000	123,000	123,000	148,000	862,000	円		
灯油代	348,000	348,000	324,000	297,000	297,000	353,000	1,967,000	円		
②令和4年4月～9月の光熱費計								7,554,000 円		
③補助対象経費(=②-①)								1,009,000 円	④補助算定額(=③×1/2)	504,500 円
上限額サービス種別	高齢者入所施設(定員30名～50名)		⑤上限額		500,000 円					
⑥他の補助金等の額			⑦補助所要額(④と⑤の小さい方の額)		500,000 円					
⑧減額すべき額			⑨補助額(=⑦-⑧)※千円未満切り捨て		500,000 円					

※⑧の計算式(=③-(⑥+⑦))

○通所系事業所の個票

フリガナ	デイサービスセンター○○○○○	事業所番号	
施設・事業所の名称	デイサービスセンター○○○		0700000000
サービス種別	通所介護	入所定員	
施設・事業所の所在地	(郵便番号 963 - 0000) 福島県郡山市○○町○丁目△△	※定員は入所系事業所のみ入力	
管理者の氏名	○○ ○○	電話番号	024-000-0000
E-mail	dav○○○@○○.jp		

	(1)光熱費補助額	(2)車両燃料費補助額	(1)+(2)合計額
補助金申請額	100,000 円	50,000 円	150,000 円

(1) 社会福祉施設等が事業に使用する建物・設備等の光熱費

自動的に補助金申請額は表示されます。

令和3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和3年計			
電気代	120,000	130,000	130,000	130,000	140,000	150,000	800,000	円		
ガス代	17,000	21,000	26,000	26,000	27,000	27,000	144,000	円		
灯油代								円		
①令和3年4月～9月の光熱費計								944,000 円		
令和4年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和4年計			
電気代	140,000	150,000	150,000	160,000	180,000	200,000	980,000	円		
ガス代	21,000	23,000	29,000	29,000	31,000	33,000	166,000	円		
灯油代								円		
②令和4年4月～9月の光熱費計								1,146,000 円		
③補助対象経費(=②-①)								202,000 円	④補助算定額(=③×1/2)	101,000 円
上限額サービス種別	通所系事業所		⑤上限額		100,000 円					
⑥他の補助金等の額			⑦補助所要額(④と⑤の小さい方の額)		100,000 円					
⑧減額すべき額			⑨補助額(=⑦-⑧)※千円未満切り捨て		100,000 円					

※⑧の計算式(=③-(⑥+⑦))

(2) 社会福祉施設等が事業に使用する車両の燃料費

車両種別	補助基準単価	使用台数	補助所要額	使用月数	
福祉車両等(ガソリン車)	10,000 円/台	4 台	40,000 円	月	
福祉車両等(ディーゼル車)	8,000 円/台	2 台	16,000 円	月	
福祉車両等以外の軽・普通自動車	5,000 円/台			月	
				月	
				月	
補助額	50,000 円	上限額	50,000 円	補助所要額計	56,000 円

社会福祉施設等物価高騰対策事業の補助対象経費は、申請時に提出いただいた交付申請書兼実績報告書の各事業所ごとの個票の補助対象経費(車両燃料費については補助所要額)を合算した額となります。

○入所施設

光熱費補助対象経費 1,009,000円

○通所系事業所

光熱費補助対象経費 202,000円

車両燃料費 補助所要額 56,000円

計 1,267,000円

「補助対象経費の合計額」と補助金返還額計算シートの「補助対象経費の内訳」の合計額を一致させること。

※補助対象経費がご不明な場合には、メールにてお問い合わせください。(手引き5ページの問い合わせ先参照)

消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の見方

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号)

称名又は屋号
個人番号又は法人番号
代表者氏名又は氏名

補助金の対象期間が、この期間に含まれていることをご確認ください。貴法人の会計年度区分の2年分にまたがっている場合は、各年度の確定申告書の写しが必要となります。

※ 一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 個人番号カード通知カード・運転免許証 身元確認

指導年月日 相談区分1 区分2 区分3

OCR入力用のこの用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

自 平成 年 月 日
至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日)
(対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税額の計算

「消費税及び地方消費税の確定申告書」であるか否かは、上記の記載をご確認ください。

控除対象仕入税額	④
返還等対価に係る税額	⑤
貸倒れに係る税額	⑥
控除税額小計	(④+⑤+⑥)
控除不足還付税額	(⑦-②-③)
差引税額	(②+③-⑦)
中間納付税額	
納付税額	(⑨-⑩)
中間納付還付税額	(⑩-⑨)
この申告書が修正申告である場合	
差引納付税額	⑭
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮
資産の譲渡等の対価の額	⑯

この申告書による地方消費税の税額の計算

課税方式が「個別対応方式」「一括比例配分方式」のいずれに該当するかは、こちらをご確認ください。

地方消費税の課税標準となる消費税	⑰
差引	
還付	
納税	
中間納付還付	(⑲-⑲)
納付還付	(⑲-⑲)
中間納付還付	(⑲-⑲)
この申告書が修正申告である場合	
差引納付	⑳
還付	㉑
納税	㉒
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉓

㉓=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕+㉖) 修正申告の場合㉓=㉑+㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
参考	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/> 個別対応方式 <input type="checkbox"/> 一括比例配分方式	41
課税方式	上記以外	<input type="checkbox"/> 全額控除	

第4-(10)号様式 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

項目	税率 6.24 % 適用	税率 7.8 % 適用	計 (A+B)
課税売上額(税抜き) ①			
免税売上額 ②			
非課税資産の輸出等の金額+海外支店等へ移した資産の価額			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④			
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤			
非課税売上額 ⑥			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦			
課税売上割合(④/⑦) ⑧			[%]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨			
課税仕入れに係る消費税額 ⑩			
特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪			
特定課税仕入れに係る消費税額 ⑫			
課税貨物に係る消費税額 ⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩+⑫+⑬) ⑮			
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 ⑯			
課税5課6 ⑰のうち、課税売上上げにのみ要するもの ⑱			
課税5課6 ⑰のうち、課税売上上げと非課税売上上げに共通して要するもの ⑲			
課税5課6 ⑰のうち、個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 ⑳			
高次合算 ㉑+⑳×㉒/㉓) ㉔			
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(㉔×㉕/㉖) ㉗			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉘			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉙			
課税 居住用貸借建物や課税貸借用に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉚			
控除対象仕入税額 ㉛			
控除 ㉜+㉛の金額)±㉝+㉞)がプラスの時 ㉟			
控除 ㉟+㉛の金額)±㉝+㉞)がマイナスの時 ㊱			
貸倒回収に係る消費税額 ㊲			

【付表2】

